

# 農産物の名称に関する商標権の使用許諾取扱要領

## (目的)

第1条 産地支援課で所掌する商標のうち、「農産物の名称に関する商標権の取り扱い規程」第5条の規定により、同規程別表に掲げるもの（以下「対象商標」という。）の使用許諾の取扱いについて必要な事項を定める。ただし、第31類については除くものとする。

## (使用の承諾)

第2条 対象商標を使用しようとする者は、事前に島根県農林水産部産地支援課長（以下「課長」という。）の承諾を得なければならない。

## (使用の申込)

第3条 前条の承諾を受けようとする者は、事前に様式第1号により課長あてに申請しなければならない。

## (使用承諾)

第4条 課長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、使用を承諾するときは様式第2号による承諾書を交付し、承諾しないときは様式第3号による通知書を交付するものとする。

2 次のいずれかに該当する場合は、使用趣旨に反するものとして承諾しない。

- (1) 不当な利益をあげるために利用されるおそれのある場合。
- (2) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合。
- (3) 島根県のイメージや品位をおとしめるおそれのある場合。
- (4) 適正な方法に従って使用しないおそれのある場合。
- (5) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合。
- (6) その他承諾することが不相当と認められる場合。

## (使用上の遵守事項)

第5条 対象商標を使用する際は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された内容に従って使用すること。
- (2) 承諾に際して条件を付した場合には、その条件に従って使用すること。
- (3) 当該使用にかかる完成見本を速やかに課長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難な場合は、写真等の提出をもって代えることができるものとする。

## (使用料)

第6条 原則として使用料は徴収しない。

## (承諾内容の変更等)

第7条 対象商標の使用を承諾されたもの（以下「使用者」という。）が使用承諾された内容について、変更をしようとする場合は、事前に様式第1号の申請書を課長に提出するものとする。

2 課長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認め、変更を承諾するときは、様式第2号の承諾書を交付し、承諾しないときは様式第3号による通知書を交付するものとする。

（報告）

第8条 課長が必要と認めた場合は、使用者に対して対象商標を使用した製品の提出を求めることができる。

（承諾の取消等）

第9条 課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承諾を取り消したうえで、対象商標を使用しないこと、使用済み製品の配布・販売等をしないこと、配布・販売等を行った製品を回収することなどの必要な措置を命ずることができる。

（1）申請書の内容に虚偽がある場合。

（2）承諾条件に違反して使用した場合。

（3）その他対象商標の使用が不相当であると認められた場合。

2 承諾の取消は、様式第4号の「商標の使用取消通知書」により通知するものとする。

3 回収等にかかる経費は、使用者が負担するものとする。

（使用の中止等）

第10条 使用者は、対象商標を使用する必要がなくなったときは、様式第1号により課長あてに申請しなければならない

（損失補償等の責任）

第11条 島根県は、当該承諾案件にかかる使用者の損失補償等一切の責任を負わない。

（その他）

第12条 本要領に定めるもののほか、対象商標に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和5年11月6日から施行する。